

(参考資料 7)

関係法令

農業共済部会関係法令等

- 食料・農業・農村基本法
- 食料・農業・農村政策審議会令
- 食料・農業・農村政策審議会議事規則
- 食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について
- 食料・農業・農村政策審議会農業共済部会運営内規

○食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号) (抄)

(農産物の価格の形成と経営の安定)

第三十条 (略)

2 国は、農産物の価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずるものとする。

(農業災害による損失の補てん)

第三十一条 国は、災害によって農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てんその他必要な施策を講ずるものとする。

(設置)

第三十九条 農林水産省に、食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

第四十条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)、飼料需給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号)、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百八十二号)、果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)、畜産経営の安定に

関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第百十八号）、有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）及び都市農業振興基本法（平成二十七年法律第十四号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第四十一条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 第二項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、農林水産大臣が任命する。

（資料の提出等の要求）

第四十二条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（委任規定）

第四十三条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

○食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年六月七日政令第二百八十九号）（抄）

（所掌事務）

第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第四十条に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十七条第五項、第二十八条第五項、第三十九条第五項、第一百二十二条第三項及び第一百十六条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第一百十二号）第七条の七第三項並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第三十条第四項及び第四十六条第五項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第二条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（臨時委員及び専門委員の任命）

第三条 臨時委員は、学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議會は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議會の議決とすることができる。

(幹事)

第七条 審議會に、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、農林水産大臣が任命する。

3 幹事は、審議會の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

第八条 審議會は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、會議を開き、議決することができない。

2 審議會の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で會議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審議會の庶務は、農林水産省大臣官房政策課において厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課及び国土交通省国土政策局地方振興課の協力を得て処理する。

(雜則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議會の運営に関し必要な事項は、会長が審議會に諮って定める。

食料・農業・農村政策審議会議事規則

〔 平成 19 年 7 月 12 日
食料・農業・農村政策審議会決定 〕

（総則）

第1条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）の運営については、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）及び食料・農業・農村政策審議会令（平成12年政令第289号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第2条 会議は、会長が招集する。

（議事）

第3条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を運営する。

2 会議は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

3 会長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

（議事録）

第4条 議事録は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供するものとする。

（臨時委員）

第5条 臨時委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、特別の事項について報告を行い、又は意見を述べるものとする。

（専門委員）

第6条 専門委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い、又は意見を述べるものとする。

（意見の陳述）

第7条 会長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。

(部会)

第8条 第2条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(小委員会)

第9条 部会長は、必要あると認めるときは、特定の事項を部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員によって構成する小委員会に付託し、調査審議させることができる。

(委任規定)

第10条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

(施行期日)

第1条 この議事規則は、平成19年7月12日から施行する。

(食料・農業・農村政策審議会議事規則の廃止)

第2条 食料・農業・農村政策審議会議事規則（平成13年3月21日食料・農業・農村政策審議会決定）は廃止する。

食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について

平成 19 年 7 月 12 日
食料・農業・農村政策審議会決定
平成 20 年 3 月 7 日改正
平成 20 年 5 月 15 日改正
平成 20 年 7 月 25 日改正
平成 21 年 1 月 27 日改正
平成 21 年 7 月 23 日改正
平成 23 年 9 月 1 日改正
平成 26 年 3 月 28 日改正
平成 27 年 10 月 22 日改正
平成 29 年 7 月 26 日改正
平成 30 年 5 月 16 日改正
平成 30 年 10 月 4 日改正
令和 3 年 7 月 16 日改正
令和 4 年 7 月 1 日改正

第 1 条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
企画部会	1 食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 2 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
食料産業部会	卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）、食品等の流通の合理化及び取引の最適化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
家畜衛生部会	1 家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、家畜衛生に係るリスク評価に関する事項を調査審議すること。
食糧部会	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 25 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
果樹・有機部会	果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）及び有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

甘味資源部会	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
畜産部会	1 家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）、飼料需給安定法（昭和 27 年法律第 356 号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）、畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）及び肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、鶏卵生産者の経営安定のための施策に関する事項を調査審議すること。
農業保険部会	農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）の施行に関する重要事項であって、次に掲げるもの。 1 農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済掛金標準率等の算定方式並びに農業経営収入保険の保険料標準率等の算定方式に関する事項を調査審議すること。 2 家畜共済に係る診療点数及び薬価基準に関する事項を調査審議すること。
農業農村振興整備部会	1 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）及び都市農業振興基本法（平成 27 年法律第 14 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、次に掲げるもの。 ア 国際かんがい排水委員会に関する事項を調査審議すること。 イ かんがい排水の改良発達に関する重要事項を調査審議すること。

第 2 条 部会の議決は、審議会の議決とみなす。ただし、部会の議決に関し他の部会との調整を要するとき又は部会の議決が食料、農業及び農村に関する総合的かつ基本的な政策に係る重要なもので審議会において審議すべきものであるときは、この限りではない。

2 会長は、部会の議決が前項ただし書の場合に該当すると認めるときは、その旨を当該部会長に通知するものとする。

3 会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する部会長の意見を聴かなければならない。

第3条 部会の庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる課において処理する。

部 会	課
企画部会	大臣官房政策課、広報評価課、環境バイオマス政策課
食料産業部会	大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課
家畜衛生部会	消費・安全局動物衛生課
食糧部会	農産局農産政策部企画課
果樹・有機部会	農産局園芸作物課、農産政策部農業環境対策課
甘味資源部会	農産局地域作物課
畜産部会	畜産局総務課
農業保険部会	経営局保険課
農業農村振興整備部会	農村振興局整備部設計課

○食料・農業・農村政策審議会農業保険部会運営内規

平成十九年十月三十日
食料・農業・農村政策審議会農業共済部会決定
令和元年五月二十七日改正

第一条 食料・農業・農村政策審議会農業保険部会（以下「部会」という。）の運営については、食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号。以下「令」という。）、食料・農業・農村政策審議会議事規則（平成十九年七月十二日食料・農業・農村政策審議会決定。以下「議事規則」という。）及び食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について（平成十九年七月十二日食料・農業・農村政策審議会決定）に規定するもののほか、この内規の定めるところによる。

第二条 議事規則第九条の規定により、部会に家畜共済小委員会（以下「小委員会」という。）を置き、次に掲げる事項を調査審議させる。

- 一 家畜共済に係る診療点数に関する事項
- 二 家畜共済に係る薬価基準に関する事項

第三条 小委員会の会議は、部会長が招集する。

第四条 第二条各号に掲げる事項の調査審議は、それぞれの事項ごとに部会長が指名する専門委員（令第二条第二項に規定する専門委員をいう。以下同じ。）が行う。

第五条 小委員会に座長を置き、部会長が専門委員のうちからあらかじめ指名した者をもって充てる。

2 座長は、小委員会の会議の議長となり、議事を運営する。

3 座長は、小委員会の会議における審議の経過を部会の会議に報告する。

第六条 小委員会の庶務は、農林水産省経営局保険監理官において処理する。

第七条 この内規に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

家畜共済における病傷給付の取扱いに関する関係法令等

○農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号） 抜粋

○農業保険法施行規則（平成 29 年農林水産省令第 63 号） 抜粋

【告示】

○家畜共済損害認定準則 抜粋

○農業保険法施行規則第百十七条第一項及び第百六十六条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件

○農業保険法施行規則第百十七条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める一点の価額を定める件

【通知】

○農業共済組合模範事業規程例の基準 抜粋

○家畜共済事務取扱要領 抜粋

○家畜共済の病傷事故給付基準

○農業保険法（抜粋）

（昭和二十二年法律第八十五号）

〔共済金〕

第四百四十五条 死亡廃用共済に係る共済金は、共済事故に係る家畜の価額を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定された損害の額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、農林水産省令で定める死亡廃用共済の共済関係にあつては、農林水産大臣が定める金額を限度とする。

② 疾病傷害共済に係る共済金は、農林水産省令で定めるところにより、共済事故によつて組員等が被る損害の額として算定された額とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

○農業保険法施行規則（抜粋）

（平成二十九年農林水産省令第六十三号）

〔死亡廃用共済の損害の額の算定方法〕

第百十五条 法第四百四十五条第一項の損害の額は、共済事故に係る家畜の価額から、事業規程等の定めるところにより、共済事故が発生したときに現に当該家畜につき存する利益及び共済事故の発生によつて生じた利益の全部又は一部を差し引くことにより、算定するものとする。

2 包括共済関係についての前項の家畜の価額は、次の各号に掲げる包括共済家畜区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 搾乳牛、繁殖用雌牛、繁殖用雌馬及び種豚 共済掛金期間の開始の時（その時後に当該包括共済関係に付された家畜にあつては、その付された時）における当該家畜の価額

二 育成乳牛、育成・肥育牛及び育成・肥育馬 共済事故が発生した時における当該家畜の価額（牛の胎児にあつては、第七百七条第二項第二号に定める金額）

三 肉豚 第七百七条第四項の規定による金額

3 個別共済関係についての第一項の家畜の価額は、共済掛金期間の開始の時における当該家畜の価額とする。

〔死亡廃用共済の共済金の支払限度額を設定する共済関係〕

第一百六条 法第四十五條第一項ただし書の農林水産省令で定める死亡廃用共済の共済関係は、牛又は豚に係る包括共済関係であつて組合員等ごとの被害率が農林水産大臣が定める率を超えることその他農林水産大臣が定める事由に該当する組合員等との間に存するものとする。

〔疾病傷害共済の損害の額の算定方法〕

第一百七条 法第四十五條第二項の損害の額は、診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数によつて共済事故ごとに計算される総点数を農林水産大臣が定める一点の価額に乗じて得た金額に百分の九十に相当する金額とする。

2 前項の損害の額は、当該診療その他の行為によつて組合員等が負担した費用の百分の九十に相当する金額を限度とする。

関係告示

○家畜共済損害認定準則を定める件（抜粋）

（平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百四十二号）

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第八十二条（同令第七百七十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、家畜共済損害認定準則を次のように定める。

家畜共済損害認定準則

第一 組合等が行う死亡廃用共済の損害の額の認定

1 組合等（農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。）第十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同じ。）は、組合員等（法第十条第一項に規定する組合員等をいう。以下同じ。）から死亡廃用共済に係る法第三十条第三号の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、現地において、当該通知に係る家畜（牛の胎児を含む。第三項を除き、以下同じ。）が当該組合等の死亡廃用共済に付されていること、当該家畜に死亡廃用共済に係る共済事故が生じたこと、その共済事故が火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第二条第一項に規定する家畜伝染病及び同法第四条第一項に規定する届出伝染病（特定肉豚（農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第四十条第四号に規定する特定肉豚をいう。以下同じ。）にあつては、規則第七十四条第二項第五号の規定により農林水産大臣が指定するものに限る。）をいう。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡又は廃用（以下「特定事故」という。）であるかどうか及び当該家畜（母牛が死亡又は廃用したことに伴い死亡した牛の胎児、第三項の規定により確認される種豚及び死亡した肉豚を除く。）について獣医師の診療（検案を含む。）を求めたことを確認しなければならない。

2（3）
（略）

4 組合等は、現地確認をした後、共済事故に係る家畜について、次に掲げる事項を調査し、及び第一号に掲げる価額を算定した上で、規則第百十五条第一項の規定により算定される損害の額（以下「死亡廃用共済の損害の額」という。）を認定しなければならない。

一 肉皮等残存物の価額又は廃用家畜の価額

二 手当金、補償金等の有無及びその額

5 〵 7 （略）

第二 都道府県連合会が行う死亡廃用共済の損害の額の認定

1 都道府県連合会は、死亡廃用共済に係る法第百七十二条において準用する法第百三十条第三号の規定による通知（以下「損害通知」という。）を受けた場合において、当該損害通知が廃用に係るものであり、かつ、第一第一項の規定により組合等（特定組合等を除く。以下第二において同じ。）が現地確認を行うときは、当該現地確認に立ち会わなければならない。この場合において、組合等が使用するテレビ電話その他の情報通信機器を通じた映像及び音声により都道府県連合会が共済事故に係る家畜の症状等を確認した場合は、現地確認に立ち会ったものとみなす。

2 〵 3 （略）

4 都道府県連合会は、死亡廃用共済に係る損害通知を受けたときは、第一第四項各号に掲げる事項について調査し、及び同項第一号に掲げる金額を算定した上で、死亡廃用共済の損害の額を認定しなければならない。この場合において、当該調査及び算定には、第一第六項及び第七項の規定を準用する。

第三 組合等が行う疾病傷害共済の損害の額の認定

1 組合等は、組合員等から疾病傷害共済に係る法第百三十条第三号の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、獣医師の診断書によって、当該通知に係る家畜が当該組合等の疾病傷害共済に付されている

こと及び疾病傷害共済に係る共済事故が生じたことを確認しなければならない。

2 組合等は、前項の規定による確認をした後、次に掲げる事項を審査し、規則第一百七十七条第一項の規定により算定される損害の額（以下「疾病傷害共済の損害の額」という。）を認定しなければならない。

一 共済事故に対する診療その他の行為であつて、共済金の支払の対象となるものの内容

二 前号の診療その他の行為によつて組合員等が負担した費用の額

3 （略）

第四 都道府県連合会が行う疾病傷害共済の損害の額の認定

1 都道府県連合会は、疾病傷害共済に係る損害通知を受けたときは、第三第二項各号に掲げる事項を審査し、疾病傷害共済の損害の額を認定しなければならない。この場合において、同項第一号に掲げる事項の審査には、第三第三項の規定を準用する。

2 （略）

○農業保険法施行規則第一百七十七条第一項及び第六十六條の規定に基づき、診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件

（平成三十年十月一日農林水産省告示第二千百五十四号）

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第一百七十七条第一項及び第六十六條の規定に基づき、同令第一百七十七条第一項の診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数及び同令第六十六條の診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用のうち法第四百四十四條第二項第二号に規定する診療技術料等以外のものの内容に応じて農林

水産大臣が定める点数を次のように定める。

農業保険法施行規則第一百七十七条第一項の診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じ、農林水産大臣が定める点数及び同令第六十六條の診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用のうち法第四百四十四條第二項第二号に規定する診療技術料等以外のものの内容に応じて農林水産大臣が定める点数を次のように定める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農業保険法施行規則第一百七十七条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める一点の価額を定める件

（平成三十年十月一日農林水産省告示第二千百五十五号）

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第一百七十七条第一項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める一点の価額を次のように定める。

農業保険法施行規則第一百七十七条第一項の農林水産大臣が定める一点の価額は、十円とする。

○農業共済組合模範事業規程例の基準（抜粋）

（死亡廃用共済の共済金の支払額）

第76条 死亡廃用共済に係る共済金は、次の式によって算定される金額とする。ただし、死亡廃用共済の包括共済関係に係るものにあつては包括共済家畜区分（死廃）ごと、組合員ごと及び共済掛金期間ごとに、死亡廃用共済の個別共済関係に係るものにあつては家畜ごと及び共済掛金期間ごとに、法第145条第1項ただし書の農林水産大臣が定める金額を限度とする。

共済金

＝損害の額×付保割合

損害の額

＝共済事故に係る家畜の価額－（肉皮等残存物の評価額又は当該家畜の廃用時の評価額＋補償金等）

付保割合

＝共済金額／共済価額

（注）補償金等には、家畜伝染病予防法第58条第1項の規定により受けるべき手当金（以下この条において「手当金」という。）を含まない。

2 手当金を受けるべき場合又は肉皮等残存物の評価額若しくは当該家畜の廃用時の評価額が共済事故に係る家畜の価額の2分の1を超える場合において、前項の式により算出した共済金が次の式により算出した金額を超えるときは、前項本文の規定にかかわらず、次の式により算出した金額を前項本文の死亡廃用共済に係る共済金とする。

共済金

＝共済事故に係る家畜の価額－（肉皮等残存物の評価額又は当該家畜の廃用時の評価額＋補償金等＋手当金）

3 死亡廃用共済の包括共済関係についての第1項の家畜の価額は、次の各号に掲げる包括共済家畜区分（死廃）に応じ、当該各号に定める金額とする。

（1）搾乳牛、繁殖用雌牛、繁殖用雌馬及び種豚 共済掛金期間の開始の時（その時後に当該包括共済関係に付された家畜にあつては、その付された時）における当該家畜の価額

（2）育成乳牛、育成・肥育牛及び育成・肥育馬 共済事故が発生した時における当該家畜の価額（牛の胎児にあつては、規則第107条第2項第2号に定める金額）

（3）肉豚 規則第107条第4項の農林水産大臣が定めるところにより算定される金額

4 死亡廃用共済の個別共済関係についての第1項の家畜の価額は、共済掛金期間の開始の時における当該家畜の価額とする。

5 第1項及び第2項の肉皮等残存物及び家畜の廃用時の評価額は、当該肉皮等残存物又は当該廃用に係る家畜を通常利用すべき方法により利用するとした場合における価額（これらの価額が当該家畜の価額の2分の1を超えるときは、当該価額の2分の1）とする。

6 第1項及び第2項の補償金等及び手当金は、組合員の悪意又は重大な過失によりその全部又は一部を受けることができなくなった場合においても、その全部を受けるべきものとして計算する。

（備考）

事故に際して支援金を支払うことを目的に、組合員が主体となって構成する相互扶助組織がある場合には、第1項中「（手当金」という。）」の次に「及び〇〇〇から支払われる支援金」を加え、第2項中「手当金」を「手当金＋〇〇〇から支払われる支援金」に改めてもよい。この場合、〇〇〇には当該相互扶助組織の名称を規定すること。

(疾病傷害共済の共済金の支払額)

第84条 疾病傷害共済に係る共済金は、次の式によって算定される金額とする。ただし、疾病傷害共済の包括共済関係に係るものにあつては包括共済家畜区分（病傷）ごと、組合員ごと及び共済掛金期間ごとに、疾病傷害共済の個別共済関係に係るものにあつては家畜ごと及び共済掛金期間ごとに、法第145条第2項後段において準用する同条第1項ただし書の農林水産大臣が定める金額を限度とする。

共済金

＝組合員が負担すべき費用の内容に応じて規則第117条第1項の農林水産大臣の定める点数によって共済事故ごとに計算される総点数×同項の農林水産大臣が定める1点の価額×90／100

2 前項の共済金の額は、当該診療その他の行為によって組合員が負担した費用の100分の90に相当する金額を限度とする。

○家畜共済事務取扱要領（平成30年10月2日付け30経営第1400号）（抜粋）

第2款 疾病傷害共済の共済事故

1 病傷事故

成牛、子牛、馬及び種豚の疾病及び傷害をいう。

（備考）

共済金支払の対象となる疾病及び傷害とは、獣医学的な意味での疾病及び傷害をいうのではなく、獣医師の治療を必要とする程度の、家畜としての機能に支障を来す異常な状態をいう。したがって、下記のような場合は共済金支払の対象とはならない。

ア 組合員等が加入家畜について通常すべき管理その他損害防止により処置できる程度の獣医技術を必要としない病傷

イ 生命になんら影響がなく、また、機能障害となるおそれのない病傷等

ウ その他単純な皮膚病、少数な良性腫瘍、二等乳症（酸高乳症、低酸度二等乳症等）、リピート・ブリーダー、潜在性乳房炎、潜在性ケトン症

2 共済金支払の対象となる診療行為

（1）共済金支払の対象となる診療行為は前項の病傷事故に対し通常必要とされる診療行為であり、当該病傷に対して最も有効で、かつ、最も経済的な診療方法であって広く学界に認められ一般に普及しているものとする。

（備考）

下記のような効果の乏しい不経済な診療方法や効果の不確実な新しい診療方法等は含まれない。

ア 効果の期待できない治療（余病を併発するおそれがないグラム陰性菌による疾病と確定した後に行われたペニシリン療法のような不合理な治療）

イ 必要を超えて加えられる治療（治癒しているにもかかわらず加えられる治療又は対処療法の範囲を超える保健栄養剤の投与のような行為）

ウ 治癒の見込みのない病傷の治療（牛の結核、馬の伝染性貧血等現在の獣医技術水準においては一般に治療の効果が望めない種類の疾病に対する治療。ただし、治癒の見込みがないと診断された後においても、それに併発した病傷のために残存物価額が著しく低下すると考えられるときは、これを防止するために応急的に行った最小限の診療についてはこの限りではない。）

エ 試験・研究を目的とする診療（試験・研究を目的とする診療、獣医学的に根拠の薄弱な特異な療法等）

オ 他の安価な治療で治癒し得ることが明らかである場合に行われる高価な治療（診療の経済性という観点から不適当な治療。例えば、安価な抗生物質で治癒し得ることが明らかであるにもかかわらず、他の高価な抗生物質を用いたような場合には、代替し得る安価な治療を超える部分は原則として共済金を支払わない。）

カ 診断の結果病傷でないことが明らかなものに対する診療行為（例えば結果的に健康検査、妊娠鑑定、通常分娩の助産等にすぎなかったもの）

（２）損害防止事業によって発見された病傷について、その時に行われた処置は共済金支払の対象としないものとする。ただし、その後治療を要するものについて治療を行ったときは、病傷事故として取り扱い、共済金支払の対象とする。その後治療を要するものとは、病傷の原因が発生しているが病傷の徴候を現して、放置した場合は病傷が重篤となって死傷事故が発生するおそれがあるため、治療が必要と認められる場合とする。

３ 支払対象となる病傷事故及び診療行為の具体的な取扱い

支払対象となる病傷事故及び診療行為の具体的な取扱いは、家畜共済の病傷事故給付基準によるものとする。

４ 病傷事故の転帰

病傷事故の転帰は次のアからオまでとする。

ア 死 亡

イ 法令殺：家畜伝染病予防法の規定により殺処分されたこと。

ウ 廃 用：規則第49条第1項各号のいずれかに該当したこと。

エ 治 癒：症候が消退し治療の必要がなくなったこと。

オ 中 止：次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当すること。

（ア）病傷経過中に共済掛金期間が終了したこと。

（イ）病傷経過中に包括共済家畜区分を変更し、又は、包括共済関係に付されていた家畜が個別共済関係に付され、若しくは、個別共済関係に付されていた家畜が包括共済関係に付されたこと。

（ウ）アからエの転帰以外の場合において診療が中止されたこと。

５ 治癒判定

（１）卵巣疾患は次のアからエまでのそれぞれに掲げる時を治癒とする。

ア 卵胞のう腫

治療が終了した後、卵胞の正常な発育・排卵と正常な黄体形成を確認した時と受胎を確認した時とのいずれか早い時

イ 排卵障害

治療が終了した後、排卵したことを確認した時と受胎を確認した時とのいずれか早い時

ウ 黄体遺残

治療が終了した後、発情が認められ、卵巢及び子宮が正常となったことを確認した時と受胎を確認した時とのいずれか早い時

エ その他の卵巢疾患

治療が終了した後、2回の性周期を反復して卵巢及び子宮が正常となったことを確認した時と受胎を確認した時とのいずれか早い時（鈍性発情にあつては、治療が終了した後受胎したことを確認した時）

- (2) 卵管疾患は、治療が終了した後受胎したことを確認した時を治癒とする。
- (3) 子宮疾患は、治療が終了した後、7～14日を経て子宮の異常所見が消失したこと及び卵巢の異常所見が消失したことを確認した時と受胎したことを確認した時とのいずれか早い時を治癒とする。
- (4) 乳房炎は、治療が終了した後、2週間を経てから臨床症状に異常がなく、乳量回復が顕著で、CMT変法、体細胞数、電気伝導度、NAGase、細菌等のいずれか1つの検査成績が陰性であることを確認した時を治癒とする。
- (5) ケトン症は、治療によって臨床症状が消退し、その消退した日から7日以上臨床症状が発現しないことを確認した時を治癒とする。